

陸普第七三三四號

(甲)

軍裝用拳銃同實包買上ニ關スル件陸軍一般へ通牒

昭和十七年十一月十七日

陸軍省副官 川 原 直 一

自今陸軍將校、准士官ノ私物拳銃同實包竝民間(遺族ヲ含ム)所有拳銃同實包ノ買上ハ從來ノ通牒ニ拘ラス別紙ニ據リ實施スル如ク定メラレタルニ付依命通牒ス

0584

- 一 内地(朝鮮、臺灣、樺太)ニ於ケル陸軍將校(准士官ヲ含ム以下同シ)、遺族並一般民間私有ノ拳銃(實包ヲ含ム以下同シ)ノ買上ハ陸軍造兵廠實施スルノ外陸軍兵器補給廠及軍師團兵器部ニ於テモ陸軍造兵廠ヨリ委託ヲ受ケ取扱フモノトス
在滿部隊所屬ノモノハ内地ニ準ス但シ軍補給廠ニ於テモ取扱フコトヲ得
- 外地(滿洲ヲ除ク)部隊所屬者所有ノモノニ在リテハ内地歸還後買上クルモノトス
- 二 右買上拳銃ハ部隊所屬將校ノモノニ在リテハ所屬部隊、在郷將校ノモノハ所管聯隊區司令部(兵事部)、遺族及一般民間ノモノハ所轄警察署ノ指導ニ依リ供出セシムルモノトシ別表第一ノ様式ニ依ル買上願書ニ通ト共ニ買上部隊ニ現品ヲ送付スルモノトス
但シ所有者買上部隊所在地以外ナルトキハ之ヲ輸送ヲ最寄ノ陸軍部隊ニ委託スルコトヲ得ルモ所要經費ハ委託者ノ負擔トス
- 三 買上價格ハ別表第二ノ標準ニ依ル
- 四 買上部隊ハ現品並願書ヲ受領セハ速カニ評價ノ上買上證及代金ヲ交付スルモノトス
但シ買上部隊陸軍造兵廠以外ニ在リテハ買上部隊ヨリ代金ノ支拂ヲ最寄ノ陸軍造兵廠ニ請求シ同廠ハ速カニ代金ヲ買上部隊經由本人ニ交付スルモノトス
- 五 陸軍兵器行政本部ハ毎月末日調ヲ以テ買上拳銃ノ品種、價格、賣却人ノ所屬部隊、住所及官氏名ヲ陸軍大臣ニ報告スルモノトス
- 六 細部ニ關シテハ陸軍兵器行政本部長之ヲ定メ關係部隊ニ通牒スルモノトス

私物拳銃(同實包)買上願

本籍地
現住所
所屬部隊
元所有者官氏名續柄
昭和 年 月 日
官 氏 名 印

陸軍造兵廠御中、

一〇〇〇拳銃 挺

一〇〇〇拳銃實包 發

右拳銃(同實包)買上相成度現品相添へ及御願候也

(注意 所屬部隊へ部隊所屬將校(准士官)又元所有者官氏名續柄へ遺族ノミ記載スルモノトス)

陸軍

0586

拳銃同質包買上價格表

考 備		包實銃拳動自		銃 拳 動 自										品 種		摘 要
考	備	南 十 四 年 式 小 四 型 式	外 國 製 七 七 七 耗 六 六 三 五	外 國 製 口 徑 五 三 六	其 他 外 國 製 口 徑 五 六	ア モ ス ク ゼ ン グ ル ト	コ ロ ル ト	南 部 式 小 型	大 型	九 四 年 式	十 四 年 式	上	中			
														八 六 四 年 式	七 五 四 年 式	
	一 本表掲記以外ノモノ(彈倉同轉式ノモノヲ含ム)ニ在リテハ本表ヲ基準トシテ決定スルモ細部ハ陸軍兵器 行政本部ニ於テ指示スルモノトス 二 程度不良ニシテ廢品トスヘキモノハ獻納スル如ク指導スルモノトス	〇四〇	一〇〇	五〇〇〇 三五〇〇	六〇〇〇 四〇〇〇	七〇〇〇 五〇〇〇	七〇〇〇 六〇〇〇	八〇〇〇 七〇〇〇	八〇〇〇 七〇〇〇	八六四 七五四	八六四 七五四					
「上」トハ程度良好ニシテ新品又ハ之ニ準スルモノ 「中」トハ中古品ニシテ職用ニ充當シ得ル程度ノモノ																

0587